○厚生労働省告示第三十八号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十一条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の一部を次の表のように改正する。ただし、第1のAの6の(1)の表又は7の(1)の表のＤＣＩＰの項中第2欄に掲げる食品（その他の果実及び茶を除く。）、ＥＰＮの項中第2欄に掲げる食品（小麦及びメロン類果実に限る。）、トリホリンの項中第2欄に掲げる食品（ねぎ、トマト、ピーマン、きゅうり及びいちごを除く。）、ピラクロストロビンの項中第2欄に掲げる食品（大豆、だいこん類の葉、チンゲンサイ、その他のあぶらな科野菜、チコリ、すいか、メロン類果実、まくわうり、その他の野菜、日本なし、西洋なし、ぶどう及びその他のスパイスに限る。）、ピリベンカルブの項中第2欄に掲げる食品（いちごに限る。）、フィプロニルの項中第2欄に掲げる食品（その他の穀類、かぶ類の根、かぶ類の葉、クレソン、キャベツ、芽キャベツ、きょうな、カリフラワー、ブロッコリー、その他のあぶらな科野菜、その他のきく科野菜、にら、アスパラガス、その他のゆり科野菜、パセリ、セロリ、みつば、その他のせり科野菜、ピーマン、その他のなす科野菜、マッシュルーム、その他の野菜、バナナ、その他の果実、ひまわりの種子、その他のオイルシード、その他のスパイス、その他のハーブ、豚の筋肉、その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉、牛の脂肪、豚の脂肪、その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪、牛の肝臓、豚の肝臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓、牛の腎臓、豚の腎臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓、豚の食用部分、その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分、乳、鶏の筋肉、その他の家きんの筋肉、鶏の脂肪、その他の家きんの脂肪、鶏の肝臓、その他の家きんの肝臓、鶏の腎臓、その他の家きんの腎臓、鶏の食用部分、その他の家きんの食用部分、鶏の卵、その他の家きんの卵及びはちみつに限る。）、ブプロフェジンの項中第2欄に掲げる食品（すいか、メロン類果実、まくわうり及びびわに限る。）及びフルチアセットメチルの項中第2欄に掲げる食品（とうもろこしに限る。）については、告示の日から六月以内に限り、なお従前の例によることとし、食品中に残留する農薬等の成分である物質の試験法による西洋なし、日本なし、マルメロ及びりんごの検体部位については、告示の日から六月以内に限り、なお従前の例によることができる。

平成三十年二月二十八日

厚生労働大臣　加藤　勝信

（傍線部分は改正部分）

改正後	
第1　食品 A　食品一般の成分規格 1～4　（略） 5　（略） (1)　（略） (2)　検体	
食品	検体
（略）	
西洋なし，日本なし，マルメロ及びりんご	果便を除去したもの
（略）	
(3)～(18)　（略） 6　（略） (1)　食品に残留する農薬等の成分である物質の量の限度	
第1欄	第2欄　第3欄
（略）	
ＤＣＩＰ	かんしょ　0.02ppm はくさい　0.3ppm セロリ　0.7ppm トマト　0.02ppm なす　0.02ppm きゅうり　0.02ppm すいか　0.02ppm

改正前	
第1　食品 A　食品一般の成分規格 1～4　（略） 5　（略） (1)　（略） (2)　検体	
食品	検体
（略）	
西洋なし，日本なし，マルメロ及びりんご	花おち，しん及び果便の基部を除去したもの
（略）	
(3)～(18)　（略） 6　（略） (1)　食品に残留する農薬等の成分である物質の量の限度	
第1欄	第2欄　第3欄
（略）	
ＤＣＩＰ	ばれいしょ　0.1ppm さといも類　0.1ppm かんしょ やまいも（長いもをいう。以下同じ。）　0.1ppm こんにゃくいも　0.1ppm その他のいも類　0.1ppm だいこん類の根　1.0ppm